

会 務 月 報

第409号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成29年3月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成29年3月8日（水）
13:30～16:55
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
遠藤正幸、岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、鈴木雅之広報
企画担当課長、千浜民子業務課長、吉田茂調
査役
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、遠藤正幸副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、遠藤正幸副会長
7. 議 事
(1) 協議事項
1) 改正建築士法の周知について

事務局より、資料1によってこれまでの改正建築士法の具体的な周知・普及活動及び今後の取り組み事例について説明がなされた。

佐々木副会長より、午前中に開催した正副会長会で、本件は重要な事案であるため、総務・財務及び広報・渉外の平成29年度事業計画に「改正建築士法の周知徹底」を追加した。総務・財務委員会及び広報・渉外委員会で、単位会及び単位会会長ができるだけ費用をかけずに周知する方法を検討していくとの発言がなされた。

2) 平成29年度事業計画案について

事務局より、資料2によって平成29年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

協議の結果、資料2の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 平成29年度収支予算案について

事務局より、資料3によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成29年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度に「既存住宅状況調査技術者講習」を新規に実施するか企画検討中であり、当該予算額については仮の金額を計上している。また、広報費支出では、改正建築士法の周知予算を前年度より増額し、建築士事務所キャンペーン事業の単位会への助成金（各単位会上限10万円）を前年度に引き続き計上した。

協議の結果、資料3の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施要項について

佐野全国大会運営特別委員長及び事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「時を紡ぐ 明日へと～歴史・文化・自然～」、大会スローガンを「“連れもていこら 紀の国 和歌山へ” ～木の国で語る「一期一会」～」として、10月6日を中心に和歌山県民文化会館及びホテルアバローム紀の国を会場として開催する。大会式典、日事連建築賞作品展示及びパーティの他、「紀の国」と「木の国」を掛け、木や自然等を切り口にした基調講演、パネルディスカッション、特別企画展示等を行う。大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は4,495万円である。また、大会式典前日5日の午後に、ホテルアバローム紀の国で青年話創会を開催する。

協議の結果、資料4の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 確定拠出年金（DC）における「マッチング拠出（加入者掛金）」導入に伴う東京建築設計企業型年金規約に係る取扱い規程の変更について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連事務局が加入する東京建築設計企業年金基金では、改正確定拠出年金法（DC法）が平成29年1月に施行されたことを受け、マッチング拠出を導入することとなった。各加入事業所は、制度導入にあたり、「東京建築設計企業型年金規約に係る取扱い規程」にDC加入者掛金額について追加し、基金事務局へ提出する必要があるため、制度の導入及び同規程を変更する。なお、マッチング拠出は、従業員が自らの負担で拠出するものであり、制度導入により事業主負担が増えるものではない。

協議の結果、資料5の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

6) 建築士事務所全国大会の運営について

栗原総務・財務委員長及び事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連の運営費等削減のため、平成18年度から全国大会を東京と地方の隔年開催としたが、平成24年度頃から、①東京開催に参加を希望する会員が減ってきている、②隔

年開催を続けると、全ての単位会で一巡するのに100年近くかかる、③毎年違う地域に行きたい等の意見がブロック協議会等から寄せられるようになり、平成25年度以降、総務・財務委員会、正副会長会及び常任理事会で隔年開催のあり方等について議論を重ねてきた。単位会等からの意見は資料のとおりである。

佐々木副会長より、午前中に開催した正副会長会の意見を次のとおり提案した。

毎年地方開催を希望する単位会が希望しない単位会を上回っており、毎年地方開催に戻す方向としたい。ただし、主管会を引き受けたくない単位会に無理強いする訳にもいかないので、全単位会一巡には拘らず、6ブロック協議会の毎年持ち回りに戻し、主管会はブロック内で決めてもらいたい。

伊藤常任理事より、ブロック内で協力して全国大会を開催することは意義があるとの発言がなされた。

協議の結果、以上の方針に則り総務・財務委員会で骨子を作成することとした。

7) 管理建築士講習に係る経費配分の見直しと開催回数の増加について

堂田教育・情報委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習の経費配分については、本来であれば平成27年度に見直しを行う時期であったが、単位会の講習会実施意欲を高めるため同年度は据え置きとした。しかし、平成27年度の受講者は想定を大幅に下回ったことから、平成28年度より見直さざるを得なくなった。従来方式にて単価を算出の結果、日事連が133円増、単位会が276円減となったが、日事連の増加分を単位会に充てることで単位会の減額を143円にとどめたい。なお、平成28年度の第1期から第3期に既に単位会へ支払い済みの分は、第4期の精算時に遡及適用する。

また、競合する民間登録講習期間とは、講習会実施数を受講者数の差となっていると考えられるため、平成29年

度は受講者の多い東京都で、東京会主催4回及び4月を除いたそれ以外の月は普及センター主催で実施する。

協議の結果、資料7の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

8) インспекションガイドラインに準拠した新しい講習の実施及び同受講者名簿の整備について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年4月1日に施行される改正宅建業法により、既存住宅のインスペクションが法律に位置づけられ、一定の講習を経たインスペクターの確保が求められている。これを機に、日事連主体で、同法に位置付けられた既存住宅状況調査技術者の養成、講習及び同名簿の整備等を行うことを業務・技術委員会で検討した。なお、この講習は、昨年度に適合証明技術者講習と同日に開催した既存住宅現況検査技術者講習の変更版である。同様の講習を、住宅瑕疵担保責任保険協会及び建築士会で実施する見込みである。

堂田常任理事より、建築士会が先行しているが、事務所協会も実施すべきである。佐野副会長より、事務所協会も実施予定と周知・表明すべきであるとの発言がなされた。

協議の結果、実施する方向で3月通常理事会に提案することを決めた。

9) 3月通常理事会の議題等について

事務局より、資料9によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料9を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 第40回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施結果について

事務局より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会690名、国土交通大臣等招待者その他85名、合計775名が参加し、収支決算は1,688万円余であった。また、午前中には、これから変革していく建築業界を

乗り越えていくために、次世代設計者が一堂に集まり交流を図ることを目的として、青年話創会という行事を、別会場で開催し、参加者155名（他オブザーバー38名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及び意見交換等を行った。

2) 建築士事務所厚生年金基金の後継制度（建築士事務所企業年金基金）について

建築士事務所厚生年金基金の横山常務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所厚生年金基金は、平成4年に日事連及びJIAの共同事業として設立されたが、厚生年金保険法等の改正に伴い、平成29年12月に「建築士事務所企業年金基金」に移行する予定である。新しい制度はリスクを抑えたシンプルな制度で、65歳未満の事業主・役員も加入可能となり、地域や業種の縛りもなくなる。

同基金の理事でもある栗原副会長より、新しい制度も会員事務所の退職金・年金制度の充実に有益なものであるため、会員への周知に協力してほしい。単位会・ブロック協議会の会議等で説明が必要な場合には、基金の横山常務理事を派遣するので、事務局まで連絡してほしいとの発言がなされた。

3) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト」の平成29年度の大改訂版発行と管理研修会の実施に関する事項について

佐野建築士事務所の管理研修会テキストWG主査より、資料12によってテキスト改訂内容と研修会開催の時期、講習方法等について報告がなされた。テキストは、従来の基礎編と実務編の構成を変え、各章ごとにタイトルを付けてまとめている状況である。

4) 建築士定期講習のインターネットによる申込受付の導入について

堂田教育・情報委員長より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

単位会へのアンケートで要望が多かったインターネットによる申込受付について、平成29年度第3期からの運用を目途に普及センターで検討しているところである。受講希望者の多数はインターネットで情報を得て講習機関を選択していると思われるが、直接ネット申込ができるようにすることで受講者の新規獲得が期待できるため、一定枠をネットで受け付けることにする。この導入に伴い、平成30年度の手数料配分を改訂し、普及センターの事務処理費用を追加するため、単位会の1人当たり委託手数料を100円程度減額する予定である。

5) 工事監理費の部分払いのアンケート調査について

事務局より、前回の常任理事会で堂田常任理事より提案された、公共工事の工事監理を都道府県より受注した場合の工事監理費の部分払いアンケートについて、資料14によって報告がなされた。

都道府県で工事監理の部分払いの規定があるとの回答は80%であったが、規定の適用については「されている」が31%、「ときどきされている」が45%であった。

6) 平成28年度適合証明技術者業務講習と同日に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の費用配分について

事務局より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。

既存住宅現況検査技術者講習の最終受講者は2,423名であった。単位会との費用配分については平成28年5月の理事会で決定したとおり、単位会70%、日事連30%の割合で、既割当て分を差し引いた残額約165万円（1名あたり約667円）を単位会へ28年度内に還元する予定である。

7) 「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」講習会の開催について

事務局より、資料16によって次の趣旨の報告がなされた。

改正建築士法に合わせた四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改正及び小規模向け契約書類の発行

に伴い、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」を改訂し、新しい解説書をテキストとして、契約の重要性、約款の内容などを学習することを目的とした講習会を1月より開催しているところである。建築士会へも同様の講習を案内しており、3月末までの間に27単位会で実施予定である。

8) 改正省エネ法の施行について

事務局より、資料17によって次の趣旨の報告がなされた。

平成29年4月1日施行の改正省エネ法に伴い、業務報酬基準（告示15号及び告示670号）の告示改正案についてのパブリックコメントが国交省より開始された。改正業務報酬基準告示も平成29年4月1日施行予定である。

9) 官公庁施設整備における発注者のあり方（答申）について

居谷専務理事より、資料18によって社会資本整備審議会から1月20日に出された答申について報告がなされた。

10) 平成29年度の主な会議日程について

事務局より、資料19によって平成29年度の主な会議日程について説明がなされた。

11) 会員・構成員異動報告

平成28年11月末、12月末及び平成29年1月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料20のとおり。

平成28年11月30日現在 正会員46団体、構成員14,861事務所、賛助会員5社

平成28年12月31日現在 正会員46団体、構成員14,867事務所、賛助会員5社

平成29年 1月31日現在 正会員46団体、構成員14,864事務所、賛助会員5社

12) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料21により報告がなされた。

13) 経過報告について、事務局より資料22により報告がなされた。

14) その他

①植村常任理事より、国土交通省と意見交換の場を設けるべきだとの意見が出され、佐々木副会長より、具体的な議題を提案してもらえれば、総務・財務委員会で検討したいとの発言がなされた。

②佐々木副会長より、以下の発言がなされた。

平成28年12月の建築士事務所協会全国会長会議での石川会会長の発言を受け、建築士事務所の業務環境改善WGでアンケートを作成しているところである。地方公共団体の発注業務に関する調査は近日中に実施し、事務所の労働環境調査はその後に行う予定である。調査に協力してほしい。

<配付資料>

資料1：改正建築士法のこれまでの周知・普及活動及び今後の活動について

資料2：平成29年度事業計画書（案）

資料3：平成29年度収支予算について

資料4：第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）実施要項（案）

資料5：確定拠出年金（DC）における「マッチング拠出（加入者掛金）」導入に伴う東京建築設計企業型年金規約に係る取扱い規程の変更について

資料6：「建築士事務所全国大会」の地方と東京の隔年開催について

資料7：管理建築士講習に係る経費配分の見直しと開催回数増加について

資料8：インスペクションガイドラインに準拠した新しい講習の実施及び同受講者名簿の整備について

資料9：平成29年3月通常理事会開催通知

資料10：第40回建築士事務所全国大会（東京開催）事業報告書

資料11：建築士事務所厚生年金基金都道府県別加入事業所数

他

資料12：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト」の平成29年度の大改訂版発行と管理研修会の実施に関する事項について

資料13：建築士定期講習のインターネット受付について

資料14：都道府県における工事監理費の部分払いのアンケート結果他

資料15：適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施と費用配分について

資料16：「実務者のための設計・監理契約書講習会」の協力依頼文書他

資料17：国交省作成「建築物のエネルギー消費性向の向上に関する法律」改正概要等

資料18：官公庁施設整備における発注者のあり方について（答申）

資料19：平成29年度会議日程（予定）

資料20：会員・構成員異動報告等

資料21：後援・協賛名義使用の件

資料22：経過報告

■第21回構造技術専門委員会議事概要

日 時 平成29年1月18日（水）14：00～16：30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委 員 臼井勝之、山浦晋弘

事務局 千浜民子、青柳恵理佳、吉田茂

欠席者 委 員 野口雄史、森田高市、仲山雅一

【配付資料】

第20回構造技術専門委員会議事概要

資料1－1 非構造部材の構造安全性確保に向けての提言

資料1－2 トラス等強度検証法適用の際の建築物のはり等の検証例について

資料1－3 超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用

について

資料2-1 建築構造の基本攻略マニュアル

資料2-2 デザイナー・設備技術者のための構造計画（会誌掲載）

資料3 「2015年 構造設計Q&A集」講習会の質問と回答、開催状況

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

○資料1-1により「非構造部材の構造安全性確保に向けての提言」を建築6会より行った旨、事務局より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・平成28年12月20日に記者会見を行い、外部に周知するとともに、各会でも会員への周知を行った。
- ・提言の趣旨は、地震による非構造部材の被害の低減に向けて、非構造部材の安全性を確保するものである。
- ・提言を実行に移すに当たっての参考として、関係者の果たすべき役割（例）、特記仕様書（例）を公開している。

○意見交換を行い以下のような意見が出された。

- ・提言の検討委員会には、事務所協会からも委員を選出していたのか。
- 事務所協会から委員は出していない。JSCAから提言についての説明を受け、業務・技術委員会及び常任理事会で諮り、提言に賛同することが承認された。
- ・建築士の設計ミスだけではなく、維持管理がされていなかったことによる被害も多くあるので、建築主に宛てた提言も必要なのではないか。
- ・設計者以外へも含んでいくとすると、提言内容も変わってくるかもしれない。

○資料1-2により、トラス等強度検証法適用の際の建築物のはり等の検証例について国交省HPに示された旨、事務局より報告された。主な内容は以下の通り。

- ・平成28年8月のエスカレーターの脱落防止措置に係る告示改正で、エスカレーターと建築物のはり等が衝突してもトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを、個別の実験によら

ない一定の検証方法により確かめられることとするとされたが、今般、トラス等強度検証法適用の際の建築物のはり等の検証例について、国交省HPに示された。当検証例についての質問も受け付けている。

○意見交換を行い以下のような意見が出された。

- ・東日本大震災の後に、既存建築物の補強を行った例は聞いたことがないので、緩和規程が出てあまり意味がないのではないのか。
- ・新築には普及すると思うが、既存建築物は改修が難しいので、普及しないのではないのか。

○資料1-3により、超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について、長周期地震動に対する再検証の評価基準が示されていないので再検証ができない旨をマンション購入者に通知するなどの誤って理解されている事案があり、国交省より、このような誤解のないよう会員各位に再周知するよう依頼があった旨、事務局より報告された。

○意見交換を行い以下のような意見が出された。

- ・既存建築物の検証は問題ないが、今後、新築においても確認申請時に長周期地震動の検証をすることになると聞いているが、長周期地震動の評価基準がまだ示されていないため、新築での検証は、まだできない状況である。
- ・大阪の最も厳しい地域では、免震構造は建てることができないと思われる。
- ・検証の結果、長周期地震動に耐えられる設計をすると、クリアランスを80～90cm必要になる場合もあるが、その場合は設備がその変動に耐えられない。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○資料2-1により、山浦委員により、JSCA編オーム社発行の構造初心者向けの図書の目次、一部の内容が紹介された。また、事務局より、資料2-2により以前、会誌に掲載していた「デザイナー・設備技術者のための構造計画」が紹介された。意見交換を行い、次のような意見が出された。

- ・構造設計者にとっては当たり前のことでも、意匠設計者が知らないことが多い。

- ・事務所協会の会員は、木造を扱っている人が多いが、戸建ての在来軸組工法を設計する場合には、壁量計算のみを行い、その他の構造について知っている人は少ないのではないかと。
 - ・東京会の木造耐震専門委員会では耐震診断についてのQ&A集を作成し、診断のばらつきを防ぐようにしている。
 - ・今後マンションの大規模修繕に関する訴訟が増えると思われる。マンションの大規模修繕において注意すべきことを載せてはどうか。
 - ・構造設計者には当たり前でも、意匠設計者が失念しがちなことを載せてはどうか。
 - ・意匠設計者が現場で問題ないと判断したことが、構造的に問題になることもある。トラブルを未然に防ぐために、意匠設計者が、現場で確認すべきことを載せてはどうか。
 - ・工事監理についても、早めに構造設計者に相談があればと思うこともある。
 - ・地震の被害例を参考に、その被害を起こさないための対策を掲載してはどうか。
- 建築学会が3月に発表する熊本地震の被害例を参考にし、実務において気を付けるべき点を掲載することとした。
- ・トピックスをいくつか決めて、会誌に掲載することにする。トピックスについては、地震関連の話、地震に限らず構造で見落としがちな事例などが考えられる。次回、目次を検討することとした。

議題3. その他

○資料3により、「2015年 構造設計Q&A集」講習会で出された追加分の質疑と回答を、日事連ホームページに11月15日付けで掲載した旨、事務局より報告された。その後は追加の質問は出ていない。また、開催を予定していた全ての講習が終了し、全国で1,371人が受講した。

◇次回委員会 平成29年4月14日（金）

14:00～16:30（日事連会議室）予定

■第38回 建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成29年2月17日（金）

13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 栗田政明

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 阿部功、中川孝昭（日事連サービス）

小山隆史、中嶋直樹、山口康喜（東京海上日動）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、青柳

＜配付資料＞

第37回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1ー1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1ー2 建賠保険の支払い状況について
- ・資料2 建賠保険の事故事例集
- ・資料3 第3回 建賠保険事故審査委員会概要
- ・追加資料 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険

＜議 事＞

○委員紹介

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について（資料1ー1、1ー2）

（1）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス阿部専務取締役より資料1ー1により、平成28年11月～平成29年1月までの建賠保険の加入状況が報告された。1月末の会員事務所の建賠保険への加入率は27.9%となり、前回報告した9月末から0.3%増となった。また、現在、会員事務所において、4月以降の契約手続き中であり、4,147件中3,462件の加入依頼書の返信があった。この値は、更新しないとの返事の数も含んでおり、更新可否の内訳は今後確認する。

（2）建賠保険の支払い状況について

○東京海上・小山氏により資料1ー2により、平成27年8月～9月の支払い事例4件について報告された。主な概要は以下の通り。

- ・NO.1071・・・実験室の換気において所定の風量、風速が不足（建

築設備機能担保特約)

・NO. 1088・・・コンピュータ機械室内に設置した空調機的能力不足
(建築設備機能担保特約)

・NO. 1066・・・地盤凍結による床不陸の発生(建築物の滅失・破損)

・NO. 1086・・・内部結露により外壁の塗装仕上げ材の膨れ・剥がれ、
及び内部への雨水侵入の発生
(建築物の滅失・破損)

○支払状況について次のような質疑がなされた。

・設計者責任が50%であるが、施工責任が重いと判断してのことか。

→下請けの設備設計事務所の責任が大きい、元請けの責任も免れないと判断し、設計者(元請け事務所)責任を50%とした。

・被保険者は兼業事務所であるが、被保険者責任割合100%とは設計者としての責任か。また、兼業の場合の設計者の定義はどのようなになっているのか。

→設計者とは、設計図書や指示書の作成、施工図承認を行うことと考えている。

→兼業の場合、設計施工一括で受注しているのであれば、施工責任は大きいのではないか。

→設計施工の責任割合の判断材料として、設計図書の作成内容の確認だけでなく、重要事項説明や設計契約を行っているかの確認も、今後は必要なのではないか。

議題2. 建賠保険の事故事例集について(資料2)

○資料2により、建賠保険事故事例集の作成状況について、事務局より報告がなされた。前回委員会での報告から、「はじめに」「用語の定義」「17. 補償の対象とならなかった事例」を追加した。「用語の定義」については、現在編集集中である。支払い事例は、建賠保険の対象範囲を網羅するように16案件を選定し、事故の概要の他に支払保険金や配慮すべきポイントを載せている。委員は内容を確認し、指摘等があれば2月28日までに事務局まで連絡することとした。

○以下のような質疑を行った。

・補償の対象とならなかった事例として、「ガレージの入口高さが足らず、指定の車両が入らない」や、「病院エレベータのサ

イズを間違えてしまい、移動式ベッドが入らない」とあるが、この場合、建築物の客観的な経済的価値を減少させる事象として滅失・破損にはあたらないのか。

→建賠保険の設備特約の対象には、給排水設備、電気空調設備、住宅の遮音性能しか入っていないので、エレベータは該当しない。

→「用語の定義」の滅失・破損の説明を誤解のないように修正することとした。

・最終ページのお問合せ先については、日事連サービスに問合せしやすいように、上から、日事連サービス、東京海上日動、日事連の順に修正することとした。

→日事連サービスのホームページに掲載する以外にどのように活用するのか。

・当面は日事連サービスのホームページに掲載のみを予定している。印刷して配布するかは今後検討することとした。なお、完成した事例集を、各単位会で印刷して会員等に配布しても問題ない。

議題3. 建築士事務所賠償責任保険審査委員会について(資料3)

○古谷委員より、資料3により、2月16日(木)に開催した事故審査委員会の概要について、大規模改修工事における雨水排水のオーバーフローによる漏水事故に関して、以下の2点について審議を行った旨、報告された。

[主要論点]

・漏水事故が起きた日の集中豪雨による、設計者の不可抗力性について

・設計・施工の責任割合について

議題4. その他

【建物状況調査業務向けの保険について(追加資料)】

○東京海上・山口氏より追加資料により、平成30年施行の宅建業法の改正に伴いインスペクションが法的に位置づけられることから、建物状況調査の見落とし等によって発生した事故についての補償について提案がなされた。

○以下のような意見が出され、協議の結果、引き続き検討することとした。

・検査1件当たりの想定検査料を2万円としているが、調査業務は一日作業であり、もっと高いのではないかと。

→保険料は業務報酬の1割程度とすることが多く、補償額

1,000万円程とすると、保険料は調査一件当たり

2,000円程度と考え、算出した想定値である。保険料については、調査業務の相場を加味して、引き続き検討することとする。

・調査業務の保険の適用対象は事務所協会の会員を想定しているのか。

→事務所協会の会員限定のオプションとして検討している。

・保険料は調査件数によるが、年間件数はどのように決めるのか。

→前年度の業務件数から保険料を設定する予定だが、初年度の設定方法は検討中である。

・対象業務に、法令で定める建物状況調査業務としているが、宅建業法の規定以外の調査業務も多くあり、宅建業法の規定以外にも補償対象を広げても良いのではないかと。

・瑕疵担保保険と補償対象を明確にするために、調査の見落としに伴って発生した事故なのか、検査後の経年劣化等による瑕疵なのかを明確にするべきである。

・補償内容に調査の見落としによって発生した事故とあるが、調査を見落とししたことによる不正受給を阻止するため、補償対象を厳格に決める必要がある。

* 次回の委員会予定

平成29年5月16日（火）14:00～16:30

（日事連会議室）

■基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成29年1月25日（水）10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：大内達史 副委員長：佐野吉彦

委 員：佐々木宏幸、遠藤正幸、伊藤光洋、八島英孝、
宮原浩輔、児玉耕二、鈴木勇人、居谷献弥

事務局 前田敏明、千浜民子

<配付資料>

第20回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1 公共建築設計懇談会資料

資料2 社会資本整備審議会官公庁施設部会の答申

資料3 五会「多様な発注方式研究会・実務者会」について

資料4 宅建業法改正におけるインスペクター資格資料

資料5 第3回建設産業政策会議議事次第

参 考 建築士の給与、一級建築士のストックについて

[議 事]

1. 公共建築設計懇談会での検討状況について

2. 社会資本整備審議会官公庁施設部会の答申について

○居谷専務理事より資料1により公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況が報告された。主な内容は以下の通り。

- ・今年度の課題は発注者支援とコスト管理ということであったが、発注者支援に絞って意見交換を行ってきた。公共建築発注者における業務プロセス及び支援方策の表は、支援方策について業務プロセスごとにまとめている。まだ調整中の案であるが答申とも関連させていく予定である。
- ・意見交換会を3回開催しており、今後、親会を開催して1年間の議論の総括を行う予定である。建築士事務所はどのような支援が可能か、設計プロポーザルの留意事項の作成について議論する予定である。

○居谷専務理事より資料2により社会資本整備審議会で検討されていた「官公庁施設整備における発注者のあり方について（答申）」について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・発注者の責務が明確に記載されている意義は大きい。
- ・今後、発注者の役割の共有化を図るために「解説書」が作成される予定である。

○次のような意見交換を行った。

- ・役割は明確にされたが最低制限価格を設けることなどの義務づけなどにはできない。これをどう普及していくか。
- ・発注者支援については受注者側の努力も必要である。事例の収集や情報提供などを来年度の公共建築設計懇談会で行っていかないといけない。

- ・地方自治体などでは発注者の役割を果たせないところもあるかもしれない。団体が図面の読み方などを研修する制度などを作ってはどうか。
 - ・まだ条件が整っていない段階で発注されると業務量が増える。解説書は重要である。
 - ・地方では発注者支援の位置づけがあいまいである。サービスとして行っていることも多い。業務であることをはっきりさせてほしい。解説書はよりどころになるのではないか。
 - ・資料1の公共建築発注者における業務プロセス及び支援方策の表ではコストについても多く書かれている。予算が合わない、単価が上がった等で不調となることも多い。コストプランニングのタイミングがないことが原因ではないか。
 - ・国で発注するものは問題ないのか。
 - ・プロポーザルで行った場合にはコストを提起する機能がない。
 - ・この問題は技術者だけの問題ではなく、主管課と営繕課と財政の問題がある。予算化の時点で決まってしまう。基本構想の段階から入っていくことが大事である。
 - ・国交省と地方の関係では単に技術基準を整備しただけでは現状を変えるのは難しい。かなり入り込んでいかないといけない。
 - ・営繕部では主管課長会議を通じて普及させるということにしているが、主管課長会議だけでは浸透していかない。
 - ・公共建築設計懇談会の次年度の課題であるが、技術者側の課題としては、支援の受け皿となれるか、積算ができるか、第三者監理の問題などについての議論を進めていかないといけない。受注条件なども考えていかないといけない問題である。
 - ・設計事務所の考える設計と地方公共団体の考える設計には齟齬がある。営繕の第三者監理は考え直す時期に来ているかもしれない。基本構想に関わった者が基本設計を受けられないのは予算を知られてしまっているためではないか。
3. 五会による多様な発注方式研究会での検討について
- 居谷専務理事より資料3により五会による多様な発注方式研究会での検討状況について報告された。デザインビルド、E

C I方式の課題を踏まえながら、望ましいと思われる方式について、日事連としての意見を整理していく予定である旨、説明された。

○次のような意見交換を行った。

- ・デザインビルドは地方では少なかったが徐々に増えてきた。協会としても対応していかないといけない。
- ・デザインビルドもE C Iも設計事務所が主導して役割を果たしていかないといけない。設計事務所の関与で費用が抑えられたというようにしていかないと。費用の面からデザインビルドにしたということになるのは避けたい。
- ・PMとの関係も検討する必要がある。

4. 宅建業法の改正におけるインスペクター資格について

○居谷専務理事より資料4により宅建業法改正におけるインスペクター資格について、建物状況調査の実施主体については、一定の講習を修了した建築士となった旨、また日事連でも講習団体に登録し、講習を行うことを考えている旨、説明された。

○次のような意見が出された。

- ・適合証明技術者講習と一緒に行うのか。
- ・適合証明の新規・更新受付は昨年行ったのでまだ期間が2年ある。初年度は同時にはできない。
- ・講習を受けて業務につながるのか。単位会では講習を行うことで収入につながればよいが。
- ・もう少し上のインスペクター資格の検討が国交省で行われていたのではないか。
- ・立ち消えになってしまっているようである。
- ・建築士に与えられた仕事である。日事連としても対応していきたい。

5. その他

○資料5により1月26日に第3回建設産業政策会議の開催が予定されている旨、居谷専務理事より説明された。建設生産システムをめぐる主な課題として11の課題が挙げられていることなどが説明された。会議の結果については後日また報告予定であるとのこと。

○次回委員会日程 平成29年4月10日(月)
10:30~12:30

■第19回景観・まちづくり特別委員会

日 時 平成29年3月1日(水) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 横須賀満夫 副委員長 福島賢哉

委 員 戸張隆、戸張毅、小澤勝美、内田康博、
入口嘉憲

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、三浦

〈配付資料〉

資料1-1:景観デザインレビューキャラバンin 鶴岡・酒田 プ
ログラム チラシ

資料1-2:景観デザインレビューキャラバン in 鶴岡・酒田 開
催概要

資料1-3:景観デザインレビューのススメ ~景観デザインレビ
ューって何?~

資料1-4:地域風景の創造とまちの魅力 レジューメ

資料1-5:鶴岡市都市計画・鶴岡市における景観まちづくりの
特徴

資料1-6:酒田市景観計画・概要版

資料1-7:景観デザインレビューキャラバン その他資料

資料1-参考:「景観デザインレビューのススメ」1, 2, 3 (コ
ピー)

資料2: 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載についての検
討

資料3: 平成29年度事業計画(案)

議 事

1. 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長より資料1-1~1-7、1-参考により、以下
の報告がなされた。

◇「景観デザインレビューのススメ」3部作が完成した。

◇推進協議会WG主催「景観デザインレビューキャラバン in 鶴

岡・酒田」(2月10日)が開催された。(概要は、資料1-
2の開催概要を参照)

プログラム

○「景観デザインレビューのススメ」紹介・説明

○基調講演「地域風景の創造とまちの魅力-景観デザインレビ
ューへの話題提供-

(高谷東北公益文科大学大学院教授)

○パネルディスカッション(コーディネーター:柳沢主査、他
7名)

「景観デザインレビューの具体化に向けて」

・景観協議のあり方-デザインレビューについて

・地域的なデザインが失われていくことをどうやって止められ
るか

・デザインレビューは有効な方法か など

なお、2月18日に岡山・倉敷でも同キャラバンが開催された
とのことである。報告のあと、「景観デザインレビューのススメ」
について以下の趣旨の意見交換が行われた。

・もっと平易なもの、概念的なことのほうが良いのではないかと。

⇒当初は1冊にまとめることとしたが、個々に説明が必要な部
分を考慮し、最終的に3部作となった。

資料1-3の景観レビューのススメのような概略を作り、も
っと細かく説明する資料として利用する形もあるかもしれない。

・他の設計者が参考にできる事例集があると良い。

⇒WGで写真を多く掲載することも検討したが、今回は頁数が
多くなることで取りやめた。別途検討することも必要かもし
れない。

・行政向けの資料ではあるが、建築士も理解するべき内容である。
講習用DVDなどビジュアルでわかるものが作成できると良か
ったが、今年度はできなかった。

・対象とすべき建物はすべての方が良いのではないかと。

条件として「高さや延床面積が一定規模以上の建物」となって
いるが、中之島で全建物を調査したところ、大きい建物は問題な
いが、小さい建物に問題が多かったことから、すべての建築物を

含めないと効果がないと感じている。昨年明日香村で景観委員会を作り、実験的に道路・看板・色などを含め既存の景観計画を変更することで進めている。今後また報告する。

・長期的な話になるが、もっと平易なもので小中学生の教育プログラムにいれていく必要があるのではないか。防犯マップのように景観／空き家マップなどを作成するような実践的なものが良い。

・行政へのアプローチの方法について

－ 既存の組織/協議体があるなど類似したしくみのある先進的な地域もあるが、まったく関心のないところもある。

(既にある例) 京都・小さな増改築等でも報告書を出し意見を聞くなど。

－ ただ送付するのではなく、セミナー・講演会なども含め、直接説明する必要がある。

(アクション例) 大阪・作成したデザインマニュアルを府の連絡会議で府から行政に直接説明。

推進協議会では、来年度もキャラバンで各自治体に説明する方針である。5会でどのようにかかわっていくかについて今後も整理する必要がある。

「デザインレビューのススメ」については、今後建築物の対象を全てに広げたり、平易で簡潔なものにし、柔軟に対応できるようにするなど、福島副委員長から推進協議会WGに意見してもらうこととする。

現在の「デザインレビューのススメ」については、日事連・単位会で効果的に展開できるよう検討する。単位会・県でも景観に関し温度差があるため、一律に配布し行政に届けてもらうのではなく、単位会の中でも検討してもらうよう案内することとする。

2. 「景観・まちづくり地域探訪」連載について

事務局から資料2により以下の報告がなされた。

平成28年4月より会誌「日事連」に連載開始をした「景観・まちづくり地域探訪」について説明がなされ、1月号は内田委員より京都会会員に依頼をしてもらい「景観づくりへの取り組み」を掲載、4月号では小澤委員からの情報により神奈川会の「景観フォーラムについて(仮)」を掲載予定で進めている。

5月号以降については、平成28年4月に実施した「景観・まちづくり」に関する活動事例等情報提供アンケートにて回答のあった中から担当者に執筆または取材の可否について打診したところ、東京会、三重会、岡山会会員は可能な旨返信をもらっている。その他まだ打診はしていないが、4単位会会員の活動の報告があげられている。

協議の結果、打診した案件については掲載することで正式に依頼することとした。埼玉会の案件についても委員より改めて連絡をし、掲載する方向で進めることとした。掲載号については今後調整を行う。

3. 平成29年度事業計画(案)について

事務局から資料3により平成29年度事業計画(案)について説明がなされた。協議の結果、前文の“引き続き検討する”を変更し、“活動に取り組む”ことを明記する必要があるとの意見が出され、文言については後日事務局よりメールで確認を行うこととなった。

4. その他

・次回委員会開催日時：平成29年6月1日(木)

14:00～16:00

WEB会議

(推進協議会WGの日程によっては変更の可能性あり)

※ 委員会時に6月14日(水)で仮決めしたが、後日日程調整し上記日程に変更した。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成29年

4月18日	既存住宅調査専門委員会
19日	業務・技術委員会
20日	教育・情報委員会
26日	既存住宅状況調査資格者審査委員会
27日	指導運営委員会
28日	広報・渉外委員会

平成29年3月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年3月1日～3月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,804事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録			賠償責任保険	
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 5	1,022	4,509	22.7 %	+ 2	253	24.8 %
青 森	- 3	179	962	18.6 %		39	21.8 %
岩 手	- 1	275	1,045	26.3 %	- 1	67	24.4 %
宮 城	+ 2	359	2,085	17.2 %	+ 2	77	21.4 %
秋 田		146	1,098	13.3 %		45	30.8 %
山 形		179	1,188	15.1 %		55	30.7 %
福 島		235	1,645	14.3 %		68	28.9 %
茨 城	+ 4	505	2,087	24.2 %	- 1	152	30.1 %
栃 木		181	1,409	12.8 %		85	47.0 %
群 馬	- 4	186	1,790	10.4 %	- 1	93	50.0 %
埼 玉	- 3	501	5,025	10.0 %		123	24.6 %
千 葉	- 6	399	3,548	11.2 %		118	29.6 %
東 京	- 9	1,559	15,541	10.0 %	+ 5	543	34.8 %
神奈川	- 1	783	6,207	12.6 %	+ 2	205	26.2 %
新 潟	- 5	319	2,371	13.5 %	+ 2	135	42.3 %
長 野	- 6	422	2,217	19.0 %	+ 1	122	28.9 %
山 梨		109	855	12.7 %		9	8.3 %
富 山		307	1,261	24.3 %	- 1	59	19.2 %
石 川	- 3	301	1,325	22.7 %		53	17.6 %
福 井	- 5	224	1,018	22.0 %		55	24.6 %
静 岡		432	3,250	13.3 %		137	31.7 %
愛 知	- 3	558	5,196	10.7 %	+ 3	133	23.8 %
三 重	- 5	182	1,298	14.0 %	- 1	65	35.7 %
滋 賀	- 3	182	1,181	15.4 %		33	18.1 %
京 都	- 2	333	2,231	14.9 %	+ 1	96	28.8 %
大 阪	- 2	780	6,594	11.8 %	+ 4	198	25.4 %
兵 庫	- 1	420	3,722	11.3 %		107	25.5 %
奈 良	- 2	107	952	11.2 %		23	21.5 %
和歌山	+ 1	130	788	16.5 %	+ 1	26	20.0 %
鳥 取		97	502	19.3 %		46	47.4 %
島 根	- 5	121	700	17.3 %		67	55.4 %
岡 山	- 1	398	1,529	26.0 %		64	16.1 %
広 島	- 3	343	2,403	14.3 %		128	37.3 %
山 口	- 1	113	1,091	10.4 %		37	32.7 %
徳 島	- 1	103	884	11.7 %		15	14.6 %
香 川	- 1	102	1,132	9.0 %		17	16.7 %
愛 媛	- 1	156	1,219	12.8 %		39	25.0 %
高 知		141	656	21.5 %		26	18.4 %
福 岡	- 1	469	3,774	12.4 %		151	32.2 %
佐 賀	+ 1	179	639	28.0 %		36	20.1 %
長 崎	+ 15	264	866	30.5 %		44	16.7 %
熊 本	+ 5	226	1,368	16.5 %	+ 1	97	42.9 %
大 分		143	934	15.3 %		39	27.3 %
宮 崎	- 1	119	1,082	11.0 %	- 1	54	45.4 %
鹿児島	+ 3	319	1,310	24.4 %	- 1	86	27.0 %
沖 縄	- 1	196	1,295	15.1 %	+ 1	60	30.6 %
計	- 54	14,804	103,782	14.3 %	+ 18	4,180	28.2 %

※建築士事務所登録数は平成28年9月末日現在の数字である。